

多古町まちづくり志民活動助成事業審査委員の公募に関する要領

1. 趣旨

この要領は、多古町まちづくり審査委員会設置条例（令和元年条例第8号）に定める多古町まちづくり審査委員会委員を公募するために必要な事項を定めるものとする。

2. 募集人員

公募により選任する委員の数は4名以内とする。

3. 報酬

会議の出席1回につき、7,700円の報酬を予算の範囲内で支払うこととし、所得税を源泉徴収した後の額を本人の口座へ振り込むこととする。

4. 応募資格

公募委員に応募しようとする者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 多古町のまちづくりに関心があり、真摯に審査できる者
- (2) 現在多古町に住民登録があり、応募時点で18歳以上の者で将来にわたって本町に居住予定の者
- (3) 多古町の職員、または議会議員でない者
- (4) 町税に滞納がない者
- (5) 反社会勢力との関係がない者
- (6) 土曜日又は日曜日の会議（原則年に2回、それぞれ半日程度）に参加できる者

5. 応募の方法

公募委員に応募しようとする者は、別紙1応募用紙を多古町空港まちづくり課都市計画係へ持参、または郵送により提出することとする。

6. 選考方法

公募委員の選考については、別紙2評価書に基づき採点し、決定する。

7. 選考結果

選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

8. 個人情報の管理

町が応募に際し取得した個人情報については、関係法令の定めにより適正に管理し、当該目的以外に使用しないこととする。

9. 上記のほか公募委員の募集・選定に必要な事項は町長が定める。